

研究費助成金交付規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人中辻創智社（以下「当財団」という。）定款第4条第1項第1号に定める助成の対象になる者に交付する助成金等について、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付対象)

第2条 この規程に基づく助成金の交付対象は、次に掲げる者とする。

(1) 日本の大学もしくは研究機関にて、生態学、分類学及びこれらを支える基礎生物学の研究に従事する者のうち、競争的資金を十分得ることができず研究継続が困難な者。

(申請者の募集及び資格)

第3条 研究費助成金の交付希望者（以下「申請者」という。）の募集方法は、公募とする。

2 申請者の資格は、日本の大学もしくは研究機関に在職し、e-Rad 番号を有し研究活動に従事する研究者のうち、研究代表者として競争的外部資金を受給していない者。

3 前項の規定に関わらず、次の各号に掲げる者を選考対象としない。

(1) 当財団の理事、監事、評議員及び外部選考委員の者並びにその三親等内の親族である者。

(2) 過去に本助成金の交付対象者となった者。

(3) 申請時点で受給中（内定を含む）の研究費総額が150万円以上の者。

(4) 不正使用や不正受給等の不正行為により競争的資金の交付対象外となっている者。

4 募集に関する具体的事項は、理事会において決定する。

(申請及び申請期間)

第4条 申請者は、所定の申請書を当財団に提出しなければならない。

2 申請は、毎年4月中旬から6月中旬の2ヶ月間、受け付けるものとする。

3 申請に関する具体的事項は、理事会において決定する。

(助成の額と件数)

第5条 助成の額は1件あたり100万円もしくは50万円とし、助成総額は理事会において決定する。

2 毎年度の助成件数は、助成総額をふまえて理事会において決定する。

(助成の対象となる経費)

第6条 助成の対象となる経費は、研究にあたり通常必要とされる費用とする。

(助成金交付手続等)

第7条 当財団の事務局長は、受け付けた申請書とその申請書に基づき作成した助成金の予定額を、代表理事の承認を得て、研究奨励選考委員会に送るものとする。

2 研究奨励選考委員会は、第2条の助成金の交付対象となる者を選考し、その結果を代表理事に報告するものとする。

3 理事会は、研究奨励選考委員会の選考結果に基づき、助成対象者を決定する。理事会は決定にあたり、必要に応じて選考委員の意見を聴取することができる。

4 理事会で決定された事項に基づき、事務局長は、各申請者に決定事項と金額を内示するものとする。

5 助成金は、全額または必要により分割した額をもって申請者に交付する。

(助成金の決定通知)

第8条 前条により決定された助成金の決定通知は、申請者に対し書面により通知する。

(助成期間)

第9条 交付を受けた助成金の執行期間は、助成決定後から当該年度末までとする。

2 助成金の執行期間は、申し出により1年間の延長が可能なものとする。

(研究計画等の変更)

第10条 助成金の交付の決定を受けたのち、研究計画に関し、重要な変更をしようとするときは、あらかじめ当財団の理事会の承認を受けなければならない。

(整理保管)

第11条 助成金は、交付対象者の所属機関での委任経理を原則とし、対象者個人の口座へは入金しないものとする。

2 助成金の交付を受けた者は、領収書および受領書など関係書類を整理保管しなければならない。

(収支報告)

第12条 助成金の交付を受けた者は、助成期間終了後2ヶ月以内に、収支について当財団に報告しなければならない。

(監査)

第13条 代表理事は、必要があると認めたときは、助成金の交付を受けた者に対し、経理並びに研究事項等につき報告を求め、または経理並びに研究の内容等につき監査すること

ができる。

(研究報告の発表)

第 14 条 助成金の交付を受けた者は、助成金の支給を受けて実施した研究の全部または一部を、周年事業として定期開催されるシンポジウムにおいて発表するものとする。

(刊行物の報告)

第 15 条 助成金の交付を受けた者は、その助成金に係る研究の結果の全部もしくは一部を刊行または発表する場合は、当財団から助成を受けた旨を明記し、当財団に報告しなければならない。

(知的財産権の取扱)

第 16 条 当財団は、本助成金による研究の成果に基づく知的財産権について、その権利を主張しない。

(実績の報告)

第 17 条 助成金の交付を受けた者は、助成期間終了後 2 ヶ月以内に、実績及び研究報告を当財団に提出しなければならない。

(助成金交付対象者の公表)

第 18 条 当財団は、助成金の交付対象者および助成対象の研究課題名、刊行物等の業績を公表するものとする。

(助成金の決定の取消、中止、および返還)

第 19 条 助成金の交付を決定された者が、次の各号のいずれかに該当したとき、またはその事実が判明したときは、当財団は助成金の交付決定を取り消し、交付を中止し、またはすでに交付した一部もしくは全部の返還を求めることができる。

- (1) 助成金の不正使用、不正受給、不正行為があったとき。
- (2) 対象となる研究活動が続行不可能となったとき。
- (3) その他、この規程の目的に照らしてふさわしくないものと理事会が認めたとき。

(改廃)

第 20 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細則)

第 21 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会において別に定める。

附 則

この規程は令和3年12月3日より施行する。(令和3年12月3日理事会決議)